

(証券コード 6462)

平成28年6月9日

株 主 各 位

東京都千代田区三番町8番地1

# 株式会社リケン

代表取締役社長 伊 藤 薫

## 第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号 ホテルグランドパレス 3F 松の間  
(本年は、会場を変更いたしております。)
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項 1 第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 株式併合の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 監査役2名選任の件  
第5号議案 補欠監査役1名選任の件  
第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策継続の件

4. 議決権のご行使についてのご案内

議決権行使書により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として会社は取扱います。

5. インターネット開示についてのご案内

当社は法令および当社定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<http://www.riken.co.jp>) に掲載しておりますので、当添付書類には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の「連結注記表」

(2) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役および監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.riken.co.jp>) に掲載することによりお知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定配当、および当期の業績と今後の経営環境ならびに事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円（中間配当を含め年12円）

配当総額 590,126,430円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 提案の理由

全国証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しておりますが、当社はかかる趣旨を尊重し、売買単位である当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

それに伴い、単元株式の変更後も当社株式の投資単位の水準を維持し、また、株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしたいと存じます。なお、発行可能株式総数については株式併合の割合に応じて、200,000,000株から20,000,000株に変更することといたします。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおり可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

### 2. 併合する株式

当社の株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

### 3. 株式の併合が効力を生じる日

平成28年10月1日

### 4. 効力発生日における発行可能株式数

20,000,000株

### 5. その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

【ご参考】

本議案が原案どおり可決された場合には、平成28年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>2億株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とす る。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>20,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社はコーポレートガバナンスの強化と経営意思決定および業務遂行の迅速化を目的に、5月1日付で執行役員制度を導入することといたしました。

それに伴い、取締役員数（変更案第19条）につきましては、意思決定の迅速化を図るため、上限を15名以内から10名以内に縮減し、役付取締役につきましては、専務および常務は執行役員としての役位とし、「専務取締役」および「常務取締役」を廃止するため、代表取締役および役付取締役に関する条項（変更案第21条）、取締役の権限に関する条項（変更案第23条）を変更するものであります。

なお、執行役員制度の導入に伴い、取締役早坂茂昌、国元晃、関本昌宏、佐藤裕、藤井多加志、大矢裕之の6氏は5月1日から取締役兼務執行役員に就任しておりますが、本総会終結の時をもって取締役を辞任し、専任の執行役員となります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容につきましては次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第18条（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会 （員 数） 第19条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内を置く。 第20条（条文省略）	第1条～第18条（現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 （員 数） 第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内を置く。 第20条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する他、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長および専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。但し<u>取締役会長、取締役社長および取締役副社長は、代表取締役中より選定する。</u></p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役の権限)</p> <p>第23条 取締役会長は、取締役会を司る。取締役社長は、会社を統轄し、業務を執行する。取締役副社長は、取締役社長を補佐し、業務を執行する。<u>専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐し、会社の日常の業務を処理する。</u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長がこれに当り、取締役会長、取締役社長に共に事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>第24条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する他、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の権限)</p> <p>第23条 取締役会長は、取締役会を司る。取締役社長は、会社を統轄し、業務を執行する。取締役副社長は、取締役社長を補佐し、業務を執行する。取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長がこれに当り、取締役会長、取締役社長に共に事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>第24条～第43条 (現行どおり)</p>

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役井上和章、中谷昇の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち監査役井上和章氏は本総会終結の時をもって退任となります。つきましては改めて、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	中谷昇 (昭和27年5月9日生)	昭和51年4月 当社入社 平成19年6月 当社配管機器営業部長 平成21年3月 当社海外事業部長 平成24年6月 当社監査役(現任)	10,000株
2	小林信久 (昭和28年8月2日生)	昭和52年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成18年5月 日本経営システム株式会社取締役総務部長 平成20年5月 日本経営システム株式会社常務取締役 平成21年5月 日本経営システム株式会社代表取締役副社長 平成25年5月 日本経営システム株式会社代表取締役社長 平成26年6月 新日鉄興和不動産株式会社社外監査役 (平成28年6月退任予定) 平成28年5月 日本経営システム株式会社顧問 (平成28年6月退任予定)	0株

- (注) 1. 小林信久氏は、新任監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 中谷昇氏は、現在当社の監査役であり、その在任期間は本総会の終結の時をもって4年であります。同氏につきましては、監査役として選任される前は当社の海外営業、配管営業、海外事業を経験しており、関連事業に明るく、他の監査役が有する経験と知見を補完する領域について豊富な知識を有しています。これを引き続き当社の監査に活かしていただくため、監査役として適任であると判断しております。
4. 小林信久氏は、社外監査役候補者であります。
5. 小林信久氏につきましては、金融機関における経験と、経営コンサルティング会社における経営者としての経験と知見が豊富であり、さらに、他社における監査役を経験されています。幅広い見識を当社の監査に活かすことができるため、社外監査役として適任であると判断しております。
6. 中谷昇氏および小林信久氏の両氏の選任が承認された場合には、両氏と当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結する予定であります。



## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
もり森 かずひろ 廣 (昭和21年10月7日生)	昭和44年4月 株式会社日立製作所入社 平成15年6月 株式会社日立製作所執行役 平成19年1月 株式会社日立製作所代表執行役、執行役副社長 平成22年6月 日立キャピタル株式会社取締役会長、社外取締役 平成25年6月 株式会社日立ハイテクノロジーズ取締役会長、社外取締役 平成26年6月 いすゞ自動車株式会社社外取締役(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森和廣氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 森和廣氏は平成22年まで、当社と取引のある株式会社日立製作所の業務執行者でありましたが、その取引規模等に照らし、当社における同社への経済的依存度は低いことからすれば社外監査役としての独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
4. 森和廣氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、大手企業における経験と幅広い識見から、当社の社外監査役として適任であると判断したためであります。
5. 森和廣氏が監査役に就任された場合は、同氏と当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結する予定であります。

## 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策継続の件

当社は、当初平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入し、直近では平成25年6月25日開催の当社第89回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、その有効期限は、本総会の終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、当社株式の大規模買付行為への対応策の在り方について引き続き検討してまいりました。その結果、平成28年5月24日開催の当社取締役会において、現プランの一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、本総会における株主の皆様のご承認を条件に継続することを決定しておりますので、お諮りするものであります。

本プランの現プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ①当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた評価必要情報に加えて追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。
- ②大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。
- ③その他、語句の修正、文言の整理等を行いました。

### I. 承認の対象となる本プランの内容

#### 1. 本プラン継続の目的

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組みとして導入され、継続してきた現プランを継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間の確保や、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為等が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することといたしました。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

## 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものである

ことを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会委員予定者である社外監査役の岩村修二氏、社外取締役の兼元俊徳氏、平野英治氏は、本プランへの継続後も引き続き、独立委員会委員予定者となります（略歴につきましては、別紙2をご参照下さい。）。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

##### (1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要
- ⑥本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

#### (2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面の記載に従い、大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとしします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及びその関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社及び当社グループの経営に参画した後に予定している当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとしします。

また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上（最初に評価必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

### (3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、明らかに濫用目的によるものと認められ、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要且つ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置を講ずることがあります。

① 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

② 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合

③ 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合

④ 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

### (3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講ずるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。但し、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後、適時・適切に開示いたします。

### (4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間を大規模買付行為待機期間とします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。



#### (5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後に、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など当該対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、当該対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど当該対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、又は新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、無償取得の方法により当該対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

#### 6. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は平成31年6月に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

## II. 補足説明

### 1. 本プランが株主の皆様にご与える影響等

#### (1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に依ずるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に依ずるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講ずることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆様に対して割当てを実施します。株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

2. 本プランの合理性について（本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記I.1. 「本プラン継続の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会での承認により発効することとしており、本総会において本プランに関する株主の皆様意思を確認させていただくため、その継続について株主の皆様の意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動についての決定は、上記 I.5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重した上でなされるものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会の委員予定者略歴

氏名	岩村 修二 (いわむら しゅうじ)
【略歴】	昭和51年 4月 検事任官
	平成22年 6月 仙台高等検察庁検事長
	平成23年 8月 名古屋高等検察庁検事長
	平成24年 7月 退官
	平成24年10月 弁護士登録
	長島・大野・常松法律事務所顧問 (現任)
	平成25年 5月 株式会社ファミリーマート社外監査役 (現任)
	平成25年 6月 当社社外監査役 (現任)
	平成27年 3月 キヤノン電子株式会社社外監査役 (現任)
	平成27年 6月 北海道銀行社外監査役 (現任)
氏名	兼元 俊徳 (かねもと としのり)
【略歴】	昭和43年 4月 警察庁入庁
	平成7年 8月 警察庁国際部長
	平成8年10月 国際刑事警察機構 (ICPO-INTERPOL) 総裁
	平成13年 4月 内閣官房内閣情報官
	平成19年 1月 弁護士登録
	平成19年 2月 シティユーワ法律事務所オブ・カウンセル (現任)
	平成23年 6月 野村ホールディングス株式会社社外取締役 (現任)
	平成25年 6月 JXホールディングス株式会社社外監査役 (現任)
	平成27年 6月 当社社外取締役 (現任)
	平成27年 6月 日本テレビホールディングス株式会社社外監査役 (現任)
氏名	平野 英治 (ひらの えいじ)
【略歴】	昭和48年 4月 日本銀行入行
	平成11年 5月 日本銀行国際局長
	平成14年 6月 日本銀行理事
	平成18年 6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社取締役副社長
	平成26年 6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社特別顧問 (現任)
	平成26年 9月 メットライフ生命保険株式会社取締役副会長
	平成27年 5月 メットライフ生命保険株式会社取締役代表執行役副会長 (現任)
	平成27年 6月 当社社外取締役 (現任)

上記、各委員予定者と当社の間には特別の利害関係はありません。

以上

## 新株予約権無償割当の概要

### 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

以 上

## (添付書類)

# 事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国・欧州経済は年度を通じて安定的に推移しましたが、新興国では全般的に経済成長の減速感が強まりました。

一方、わが国経済は2015年度当初は円安・株高が進み堅調に推移していましたが、年度後半にかけて円高・株安基調に変化したため景気は弱含みとなりました。

当社グループと関連の深い自動車産業におきましては、国内では年度始めの増税の影響から軽自動車の生産台数が前年比20%以上減と大きく落ち込んだことを主因に、当年度の四輪車全体の国内自動車生産台数は前年度比で約4%減の918万台となりました。

海外では、北米市場は引き続き好調を維持し、中国・インドも自動車販売台数は前年を上回る水準で推移しましたが、当社製品の重要市場であるインドネシア・タイを中心とした東南アジア市場は前年度比で大幅減となりました。

このような状況のなか、当連結会計年度の当社グループ売上高は、円安効果の下支えもあり73,292百万円（前期比1.1%増）となりました。利益面では、営業利益はシステム構築費用などにより販管費が膨らみ5,579百万円（前期比0.6%減）、経常利益は為替差損などにより6,163百万円（前期比9.5%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、電波暗室事業で今後発生が予想される補修工事に係る費用を引当金として計上したこと等により3,524百万円（前期比12.8%減）となりました。



## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に当社グループが実施しました設備投資の総額は9,185百万円であり、主なものは次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 当社柏崎事業所  
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ 当社熊谷事業所  
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ P.T.パカルティリケンインドネシア  
鋳造生産設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ 理研汽車配件（武漢）有限公司  
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ リケンメキシコ社  
機械加工・表面処理設備の新設（自動車・産業機械部品事業）

### ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、充実

- ・ 当社柏崎事業所  
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ 当社熊谷事業所  
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ 当社及び国内連結子会社  
工場建屋耐震補強工事（自動車・産業機械部品事業）  
情報インフラ設備・基幹システムの更新
- ・ P.T.パカルティリケンインドネシア  
鋳造生産設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ リケンメキシコ社  
機械加工・表面処理設備・建屋の増設（自動車・産業機械部品事業）

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

中長期的な事業環境につきましては、米国・欧州経済は堅調に推移し、新興国経済はやや減速感はあるものの一定の成長は維持すると推測されます。

自動車産業につきましては環境対応車の増加や新興国での低価格車の増加等質的变化を伴いながらグローバル市場は拡大していくものと予想されます。

当社グループでは今後の持続的な成長を実現するため、2016年度より「新たな分野に挑戦する先進ものづくり企業」をメインテーマとした中期経営計画「PLAN2020」を策定中であり、自動車・機械分野の進化を支えるキーコンポーネントのグローバルトップサプライヤーとなることを目指し、「事業のダイバーシティ」「ものづくり進化」「先端技術開発」を基本方針として取り組んでまいります。

当社の剰余金の配当につきましては、業績及び配当性向等を総合的に勘案し、中間配当および期末配当の年2回、安定的な配当水準を維持することを基本方針と考えております。当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、中間配当は機動的な剰余金の配当を可能とするため取締役会とし、期末配当は株主総会としております。

内部留保資金につきましては、グローバル事業戦略に沿った海外生産拠点の能力増強、新製品・新技術の開発、生産効率化の推進、既存事業の競争力強化など企業価値向上に効率的に活用してまいります。

自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策遂行の一環として、財務状況や株価水準等を勘案しながら適宜実施してまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第89期 (平成24年度)	第90期 (平成25年度)	第91期 (平成26年度)	第92期 (平成27年度) 【当連結会計年度】
売上高 (百万円)	71,891	75,373	72,486	73,292
経常利益 (百万円)	6,078	7,286	6,812	6,163
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,645	4,544	4,042	3,524
1株当たり当期純利益 (円)	37.12	46.28	41.16	35.84
総資産額 (百万円)	80,307	89,799	96,246	96,102
純資産額 (百万円)	52,720	60,845	67,877	66,073
1株当たり純資産額 (円)	506.83	588.72	655.39	626.80

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第89期 (平成24年度)	第90期 (平成25年度)	第91期 (平成26年度)	第92期 (平成27年度) 【当事業年度】
売上高 (百万円)	55,811	56,204	55,023	55,176
経常利益 (百万円)	3,838	5,034	4,581	3,853
当期純利益 (百万円)	2,679	3,581	2,749	3,262
1株当たり当期純利益 (円)	27.29	36.48	28.00	33.18
総資産額 (百万円)	57,635	60,991	61,577	63,034
純資産額 (百万円)	34,003	36,527	37,450	39,221
1株当たり純資産額 (円)	345.93	371.74	380.60	397.67

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社及び関連会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リケンキャスト	200百万円	直接 100.0%	自動車用鋳造部品等の製造
理 研 機 械 株 式 会 社	310百万円	直接 92.3%	ピストンリングの加工
日本メッキ工業株式会社	96百万円	直接 64.1%	ピストンリングの表面処理加工
理 研 商 事 株 式 会 社	50百万円	直接 100.0%	ピストンリング及び自動車関連部品の販売
株式会社リケン環境システム	100百万円	直接 63.6% 間接 36.4%	電熱線、工業炉及び電波暗室設備の製造販売

### ③ 企業結合の成果

上記の重要な子会社5社を含む当連結会計年度の売上高は73,292百万円（前期比1.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,524百万円（前期比12.8%減）となりました。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、ピストンリング、カムシャフトを始めとした自動車・産業機械部品と鋼管用継手、電熱線等のその他産業向け製品の製造・販売を主要な事業（下記参照）としており、国内および海外にてグローバルに展開しております。

自動車・産業機械部品事業……………ピストンリング、カムシャフト、バルブリフター、バルブシート、シールリング、素形材部品等

その他……………鋼管用継手、ステンレス管用継手、電熱線、工業炉、電波暗室、電波吸収体等

## (8) 主要な営業所および工場

### (国内営業拠点)

当社本社（東京都千代田区）、当社札幌営業所（北海道札幌市）、当社仙台営業所（宮城県仙台市）、当社神奈川営業部（神奈川県厚木市）、当社浜松営業部（静岡県浜松市）、当社名古屋営業部（愛知県名古屋市）、当社大阪営業部（大阪府大阪市）、当社広島営業部（広島県広島市）、当社福岡営業所（福岡県福岡市）、理研商事(株)（東京都文京区）

### (国内生産拠点)

当社柏崎事業所（新潟県柏崎市）、当社熊谷事業所（埼玉県熊谷市）、(株)リケンキャストック（新潟県柏崎市）、理研機械(株)（新潟県柏崎市）、日本メッキ工業(株)（新潟県柏崎市）、(株)リケンE P（新潟県柏崎市）、(株)リケン環境システム（埼玉県熊谷市）

### (海外営業拠点)

リケンオブアメリカ社（アメリカ）、ユーロリケン社（ドイツ）、PT.リケンオブアジア（インドネシア）

### (海外生産拠点)

P.T.パカルティリケンインドネシア（インドネシア）、理研汽车配件（武漢）有限公司（中国）、理研密封件（武漢）有限公司（中国）、リケンメキシコ社（メキシコ）、アライドリング社（アメリカ）、台湾理研工業股份有限公司（台湾）、サイアムリケン社（タイ）、シュリラムピストンアンドリング社（インド）、廈門理研工業有限公司（中国）

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

区 分	当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
男 性	3,632名	増 116名
女 性	434	減 20
合 計	4,066	増 96

### ② 当社の従業員の状況

区 分	当事業年度末 従業員数	前事業年度末 増減	平均年 齢	平均勤続年数
男 性	1,369名	減 67名	39.1歳	16.8年
女 性	74	減 9	35.6	13.4
合 計	1,443	減 76	38.9	16.6

## (10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	2,950
日本生命保険相互会社	1,600
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,450
株式会社第四銀行	900

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 106,484,667株 (自己株式数8,130,262株を含む。)
- (3) 株主数 10,550名 (自己株式保有株主1名を含む。)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	千株 4,863	% 4.94
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	4,518	4.59
日 立 金 属 商 事 株 式 会 社	3,564	3.62
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,528	3.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,389	3.45
株 式 会 社 第 四 銀 行	3,202	3.26
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,617	2.66
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,553	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,296	2.33
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	1,901	1.93

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 会社役員に対する新株予約権の状況

(平成26年6月25日開催の取締役会決議によるもの)

- ・新株予約権の数 147個 (新株予約権1個につき1,000株)
- ・目的となる株式の種類および数 普通株式 147,000株
- ・権利行使価格 1,000円 (新株予約権1個当たり)
- ・権利確定条件 当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、権利行使をなしうるものとする。但し、権利を放棄した場合、当該権利を行使することはできない。
- ・権利行使期間 平成26年7月15日～平成56年7月14日
- ・当社役員の保有状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	139個	普通株式 139,000株	11名

(平成27年6月23日開催の取締役会決議によるもの)

- ・新株予約権の数 152個 (新株予約権1個につき1,000株)
- ・目的となる株式の種類および数 普通株式 152,000株
- ・権利行使価格 1,000円 (新株予約権1個当たり)
- ・権利確定条件 当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、権利行使をなしうるものとする。但し、権利を放棄した場合、当該権利を行使することはできない。
- ・権利行使期間 平成27年7月15日～平成57年7月14日
- ・当社役員の保有状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	152個	普通株式 152,000株	12名



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	岡 野 教 忠	最高経営責任者 (CEO)
代表取締役社長	伊 藤 薫	最高執行責任者 (COO)
代表取締役副社長	高 木 健 一 郎	最高技術責任者 (CTO)
常 務 取 締 役	村 山 仁 至	ピストンリング全般管掌、生産管理・TPS担当、品質保証担当、剣工場改革担当、柏崎事業所長
常 務 取 締 役	高 木 一 嘉	素形材部品担当、樹脂製品事業担当、船用・産業用部品担当、精機部品柏崎担当
常 務 取 締 役	前 川 泰 則	国際事業管掌、GA推進担当、名古屋営業担当、グローバル調達担当
取 締 役	国 元 晃	研究開発担当、精機部品熊谷担当、技術委員会委員長、技術管理部長
取 締 役	早 坂 茂 昌	日系OE営業担当、配管事業担当、ロジスティクス担当、営業本部長
取 締 役	ドナルド E. マクナルティ	米州事業担当、海外関係事業開発担当、リケンオブアメリカ社社長
取 締 役	関 本 昌 宏	非日系OE営業担当、AM営業担当、東京営業二部担当、海外営業本部長、GA推進部長
取 締 役	佐 藤 裕	リング生産技術担当、ピストンリング部長
取 締 役	藤 井 多 加 志	環境担当、人事担当、管理部長、内部統制推進部長
取 締 役	大 矢 裕 之	リング生産技術部長
取 締 役	兼 元 俊 徳	シティユーワ法律事務所オブ・カウンセル野村ホールディングス株式会社社外取締役 JXホールディングス株式会社社外監査役 日本テレビホールディングス社外監査役
取 締 役	平 野 英 治	トヨタファイナンシャルサービス株式会社特別顧問 メットライフ生命保険株式会社取締役代表執行役副会長

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	井上 和章	
常勤監査役	中谷 昇	
監査役	岩村 修二	長島・大野・常松法律事務所顧問 株式会社ファミリーマート社外監査役 キャノン電子株式会社社外監査役 北海道銀行社外監査役

※ 1. 社外取締役は、下記のとおりです。

兼元 俊徳  
平野 英治

※ 2. 社外監査役は、下記のとおりです。

井上 和章  
岩村 修二

※ 3. 当事業年度中に退任した会社役員は、下記のとおりです。

取締役 鈴木 信 (平成27年6月23日)  
取締役 大道 基樹 (平成27年6月23日)  
監査役 溝淵 俊雄 (平成27年6月23日)

※ 4. シティユーワ法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

※ 5. 野村ホールディングス株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

※ 6. JXホールディングス株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

※ 7. 日本テレビホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。

※ 8. トヨタファイナンシャルサービス株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

※ 9. メットライフ生命保険株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

※ 10. 長島・大野・常松法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

※ 11. 株式会社ファミリーマートと当社との間には特別の関係はありません。

※ 12. キャノン電子株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

※ 13. 北海道銀行と当社との間には特別の関係はありません。

※ 14. 当社と社外取締役兼元俊徳、平野英治、社外監査役井上和章、岩村修二および監査役中谷昇は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役17人 308百万円（うち社外3人 11百万円）

監査役 4人 45百万円（うち社外2人 25百万円）

※1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

※2. 当該事業年度に係る役員賞与については次のとおりであり、上記報酬等の額に含まれておりません。

・平成28年6月支給予定の役員賞与

取締役38百万円（うち社外－百万円）

※3. 上記のほか、次のとおりの支給があり、上記報酬等の額には含まれておりません。

・ストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額

取締役65百万円（うち社外－百万円）

## (3) 社外役員に関する事項

(社外取締役の主な活動状況)

平成27年度の取締役会は17回開催されました。兼元取締役は就任後に開催された13回すべてに出席し、弁護士としての経験・識見と、警察庁や内閣官房等における経験・識見を基に主にリスク管理に関する専門的見地から意見を述べられています。平野取締役は就任後に開催された13回のうち12回に出席し、日本銀行等における経験・識見を基に、主に財務・国際経済に関する専門的見地から意見を述べられています。

(社外監査役の主な活動状況)

平成27年度の取締役会は17回開催されました。井上常勤監査役は17回すべてに出席し、主に業務の有効性等に関する意見を述べております。岩村監査役は15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

平成27年度の監査役会は16回開催されました。井上常勤監査役、岩村監査役ともに16回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	43百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の 合計額	43百万円

(注) 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任することになります。

また、当社の監査役会は、当社都合の場合若しくは会計監査人の適格性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案について決議するための株主総会の招集を決定することになります。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(4) **会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項**

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

- ① 処分対象  
新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容  
3ヶ月間の業務の一時停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）  
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ③ 処分理由
  - ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
  - ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

## **6. 業務の適正を確保するための体制**

当社の取締役会が、内部統制システムの整備に関する基本方針について決議した事項は、当事業年度末現在、以下のとおりであります。

（基本方針）

当社グループは以下のグループ経営理念及び「顧客第一・法令遵守・基本重視・オープン・アクティブ・スピード」を行動規範として定め、企業活動を推進している。

さらに、当社グループの役員及び従業員は法令及び社会的規範に従い、リケングループ倫理規範、社内諸規定、及び社会的良識に基づいて業務を遂行することを基本方針とする。

<経営理念>

- ・ 私たちは地球環境を守り、社会に貢献する一級企業市民であり続けます
- ・ 私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・ 私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・ 私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

当社は、この経営理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、より一層適切なグループ内部統制システムとすべく、整備に努める。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(2) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業の存続のためにはコンプライアンス（法令遵守）の徹底が必要不可欠であると認識し、すべての役員及び従業員が法令及び社会的規範を遵守し、公正な倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

- ① 当社グループの取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、適正な事業活動を行う体制を構築するため、当社グループ全体に適用する倫理規範及び行動指針を定める。
- ② 社会から信頼される経営体制を確立するため、社長直轄の全社委員会であるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの定着と運用の徹底を図るために必要な諸活動を推進する。
- ③ コンプライアンスの徹底を図るため、管理部は役員及び従業員へのコンプライアンス教育を体系的計画的に実施する。
- ④ コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。
- ⑤ 内部統制推進部内部監査室は、定期的を実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規定が適正・妥当であるかを調査・検証し、監査結果を社長に報告する。
- ⑥ 上記のコンプライアンスに関する活動については定期的に取り締役に報告する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が業務分掌及び決裁基準に基づいて決裁した文書等法令及び文書管理規定に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、定められた期間保存する。

- ① 法令及び文書管理規定に基づき、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに保存する。
  - ①-1 法令に定めのある文書
    - ・株主総会議事録（会社法第318条）、取締役会議事録（会社法第369条）

- ①-2 文書管理規定に基づく文書
  - ・経営会議議事録、技術委員会議事録、CSR委員会議事録、コンプライアンス委員会議事録
  - ・取締役が決裁者となる決裁書
  - ・その他文書管理規定に定める重要な文書
- ② 上記文書について、法令に別段の定めのない限り、文書管理規定に基づき、文書毎に定められた所管部門が文書管理を行う。

#### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく、組織的な対応について整備に努める。

- ① 当社グループ全体におけるリスク管理体制を構築し、適切なリスク対応を実施するため、リスク管理基本方針を含むリスク管理規定及び関連する規定類を定める。
- ② CSR委員会の下に、リスク管理部会（部会長：経営企画部長）及びBCM部会（部会長：管理部長）を設置し、リスク管理及び事業継続計画の定着と運用の徹底を図るために必要な諸活動を推進する。
- ③ リスク管理規定に基づき、当社グループにおける事業機会リスク及び事業活動遂行リスクについて、毎年リスクの発見と評価を行い、リスク対応計画を策定し、推進する。
- ④ 大規模な事故、災害、不祥事等の未然防止を図るとともに、発生した場合には、社長（又は社長が指名する者）を委員長とした危機対策本部を設置し、対応にあたる。
- ⑤ 上記のリスク管理に関する活動については定期的にと取締役会に報告する。

#### (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応するため、中期経営計画及び年度経営計画を策定、推進する。経営計画の達成を目指し、日常的な取締役の業務執行の効率化に努める。

- ① 取締役の業務及び決裁権限について、組織規定、業務分掌規定、決裁基準規定で定める。
- ② 取締役会は経営の方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。
- ③ 取締役会の下に、社長が議長を務める経営会議を設置し（原則として月2回実施）、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

#### (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社も含めたリケングループとしての内部統制システムの構築を目指すとともに、「関係会社管理規定」に基づき、各子会社の自主性を尊重しつつ、適切なグループ経営に努める。

- ① グループ経営として、経営理念や行動規範、コンプライアンスに係る規定マニュアルを関係会社と共有するとともに、リケングループ経営計画を一体となって推進する。
- ② 国内関係会社については経営企画部が、海外関係会社については国際事業統括部が、各社の取締役会への参加やヒアリング等を行い、経営の適法性・効率性の確認を実施する。
- ③ 関係会社に対して内部統制推進部内部監査室が定期的に監査を実施する。
- ④ 主要な関係会社については当社監査役が監査役に就任し、会計監査及び業務監査を実施する。

#### (7) 監査役の職務を補助する従業員について

監査役からその職務を補助すべき専任の従業員について求めがある場合、監査役と事前に協議の上、当該従業員を配置する。

#### (8) 前項の従業員の、取締役からの独立性に関する事項

前項の従業員は、取締役からの指揮命令を受けず、監査役の指揮命令下に置き、人事異動及び考課については、事前に監査役に報告を行い、了承を得るものとする。

#### (9) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を監査役に報告する。監査役に報告した役職員が、その報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを受けないこととし、その旨を周知徹底する。

監査役に報告すべき事項及び報告の方法について、監査役と協議の上設定し、取締役及び従業員は、適切な報告を実施する。

また、監査役が出席又は資料を閲覧する会議委員会について、監査役と協議の上設定し、監査役は、会議委員会に出席あるいは会議資料・議事録の閲覧を行う。

#### (10) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を監査役から受けた場合は、監査役の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。



(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は社長と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつとともに、内部統制推進部内部監査室、会計監査人、関係会社監査役と連携を保ち、監査役の監査の実効性確保に努める。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況について内部監査等を通じて継続的に確認を行っており、取締役会に適宜報告しております。内部監査の結果判明した問題点については是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社はコンプライアンスの定着と運用の徹底を図るため、従来CSR委員会の下部組織として設置していたコンプライアンス部会を改め、社長直轄の全社委員会であるコンプライアンス委員会を本年1月に設置し、3月に第1回コンプライアンス委員会を開催いたしました。

また、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために社外窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。

② リスク管理体制の強化

当社はグループ全体におけるリスク管理体制を構築し、適切なリスク対応を実施するため、リスク管理部会とBCM部会を設置し、リスク管理及び事業継続計画の定着と運用の徹底を図っております。本年度はリスク管理部会を2回開催いたしました。

③ 監査役の監査体制

監査役は社長と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持っております。また、内部統制推進部内部監査室、会計監査人とは年4回以上会合をもち、監査役監査の実効性確保に努めております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の内容は次のとおりであります。

＜当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針＞

### (1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかし、当社株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。このような不適切な大規模買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現にも資するものと考えています。

＜経営理念及び中期経営計画の推進による企業価値向上＞

当社の創業は、1927年、当時の「理化学研究所」で発明されたピストンリングの製造法の事業化に始まり、以後ピストンリングを軸に、カムシャフトをはじめとした内燃機関部品、自動車や産業機械向けの鋳鉄部品、配管用機材、更には熱エンジニアリング事業、EMC事業など多岐にわたる製品を供給し、グローバルに事業を展開してまいりました。当社では、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・法令遵守・基本重視・オープン・アクティブ・スピード」を行動規範として定め、中期経営計画、年度経営計画を展開し、お客様のグローバルな競争力強化に対応し、品質・技術・価格面での高い要求水準に適った製品の開発、販売に努めています。

### <経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する一級企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

### <コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実による企業価値向上>

当社は、経済、環境、社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付けています。

従来から経営機関（取締役会及び経営会議、監査役会）の適切な運営に加え、具体的な取組みとしては内部統制システム整備に関する基本方針（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備）に基づき、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの充実をはじめとした企業の透明性、効率性、健全性の確保に取り組んでいます。

また、CSR委員会を設置し、内部統制の強化とともに、環境活動や社会貢献活動、正確で適切な情報開示、CS（顧客満足創造）等の活動を当社グループ全体で統括し、更なるレベルアップを図っています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして、平成25年5月24日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、平成25年6月25日開催の第89回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。但し、対抗措置の内容について株主意思確認のための株主総会を開催する場合は、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できません。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

なお、本プランの有効期限は平成28年6月に開催される当社第92回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.riken.co.jp>) をご参照ください。

(4) 上記取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記(2)の当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みは、まさに基本方針に沿うものであり、上記(3)のとおり本プランの設計に際しては以下の点を十分考慮しており、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- 3) 株主意思を反映するものであること
- 4) 独立性の高い社外者の判断の重視
- 5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>42,093</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>24,539</b>
現金及び預金	7,734	支払手形及び買掛金	12,856
受取手形及び売掛金	17,811	短期借入金	5,000
有価証券	1,200	未払法人税等	762
商品及び製品	8,070	賞与引当金	1,828
仕掛品	2,864	その他	4,092
原材料及び貯蔵品	2,031	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,489</b>
繰延税金資産	919	長期借入金	3,000
その他	1,481	退職給付に係る負債	1,532
貸倒引当金	△20	製品保証引当金	410
<b>固 定 資 産</b>	<b>54,009</b>	環境対策引当金	31
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>27,039</b>	その他	515
建物及び構築物	9,245	<b>負 債 合 計</b>	<b>30,029</b>
機械装置及び運搬具	11,042	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	2,695	<b>株 主 資 本</b>	<b>61,079</b>
建設仮勘定	3,055	資本金	8,573
その他	1,000	資本剰余金	7,003
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>4,160</b>	利益剰余金	49,155
<b>投資その他の資産</b>	<b>22,808</b>	自己株式	△3,652
投資有価証券	13,928	その他の包括利益累計額	568
繰延税金資産	1,819	その他有価証券評価差額金	△100
退職給付に係る資産	5,761	繰延ヘッジ損益	△38
保険積立金	419	為替換算調整勘定	293
その他	920	退職給付に係る調整累計額	413
貸倒引当金	△40	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>109</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>96,102</b>	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>4,315</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>66,073</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>96,102</b>

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		73,292
売上原価		55,552
売上総利益		17,740
販売費及び一般管理費		12,161
営業利益		5,579
営業外収益		
受取利息及び配当金	108	
持分法による投資利益	965	
生命保険配当金	105	
その他の	127	1,307
営業外費用		
支払利息	104	
固定資産処分損	59	
為替差損	59	
支払補償費	294	
その他の	204	723
経常利益		6,163
特別利益		
固定資産売却益	26	
投資有価証券売却益	18	
貸倒引当金戻入額	3	
その他の	7	56
特別損失		
製品保証引当金繰入額	410	
固定資産除却損	78	
減損損	57	546
税金等調整前当期純利益		5,673
法人税、住民税及び事業税	1,667	
法人税等調整額	213	1,881
当期純利益		3,791
非支配株主に帰属する当期純利益		267
親会社株主に帰属する当期純利益		3,524

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,573	6,604	46,818	△3,709	58,286
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,179		△1,179
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,524		3,524
自 己 株 式 の 取 得				△8	△8
自 己 株 式 の 処 分			△7	66	58
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		398			398
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	398	2,336	57	2,792
当 期 末 残 高	8,573	7,003	49,155	△3,652	61,079

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	279	—	2,045	3,764	6,089	64	3,435	67,877
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△1,179
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								3,524
自 己 株 式 の 取 得								△8
自 己 株 式 の 処 分								58
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								398
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△379	△38	△1,752	△3,350	△5,521	44	879	△4,596
当 期 変 動 額 合 計	△379	△38	△1,752	△3,350	△5,521	44	879	△1,803
当 期 末 残 高	△100	△38	293	413	568	109	4,315	66,073



# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 リ ケ ン

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀 越 喜 臣 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 正 広 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リケンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リケン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査実施計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針及び監査実施計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

株式会社 リ ケ ン 監査役会

常勤社外監査役 井 上 和 章 ㊟

常勤監査役 中 谷 昇 ㊟

社外監査役 岩 村 修 二 ㊟

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>27,548</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,302</b>
現金及び預金	1,933	支払手形	771
受取手形	1,727	買掛金	7,664
売掛金	14,736	短期借入金	5,000
有価証券	1,200	リース債	6
商品及び製品	3,186	未払金	1,194
原材料及び貯蔵品	790	未払費用	849
仕掛品	1,850	未払法人税等	522
前払費用	155	預り金	2,899
繰延税金資産	529	賞与引当金	1,210
関係会社短期貸付	726	設備関係支払手形	102
その他	709	その他	80
<b>固定資産</b>	<b>35,485</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,509</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>13,708</b>	長期借入金	3,000
建物	5,261	リース債	12
構築物	441	環境対策引当金	27
機械及び装置	5,256	その他	469
車両運搬具	20	<b>負債合計</b>	<b>23,812</b>
工具、器具及び備品	425	<b>純資産の部</b>	
土地	1,345	<b>株主資本</b>	<b>39,273</b>
リース資産	18	資本金	8,573
建設仮勘定	939	資本剰余金	6,604
<b>無形固定資産</b>	<b>3,934</b>	資本準備金	6,604
借地権	30	利益剰余金	27,747
ソフトウェア	204	利益準備金	1,457
ソフトウェア仮勘定	3,683	その他利益剰余金	26,289
その他	16	配当引当金	4,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>17,842</b>	海外事業積立金	10,000
投資有価証券	1,941	圧縮記帳積立金	16
関係会社株	6,318	買換資産圧縮積立金	45
出資	0	別途積立金	5,500
関係会社出資	2,111	繰越利益剰余金	6,726
関係会社長期貸付	580	<b>自己株式</b>	<b>△3,652</b>
繰延税金資産	1,649	評価・換算差額等	△160
前払年金費用	4,562	その他有価証券評価差額金	△122
保険積立	392	繰延ヘッジ損益	△38
その他	325	<b>新株予約権</b>	<b>109</b>
貸倒引当	△40	<b>純資産合計</b>	<b>39,221</b>
<b>資産合計</b>	<b>63,034</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>63,034</b>

# 損益計算書

(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	55,176
売上原価	43,395
売上総利益	11,781
販売費及び一般管理費	8,648
営業利益	3,132
営業外収益	
受取利息	28
受取配当金	909
生命保険配当金	104
その他の	173
営業外費用	
支払利息	103
固定資産処分損	53
為替差損	110
支払補償費	19
その他の	209
経常利益	3,853
特別利益	
投資有価証券売却益	18
関係会社出資金売却益	824
固定資産売却益	57
貸倒引当金戻入額	3
その他の	7
特別損失	
固定資産売却損	23
固定資産除却損	23
減損損失	36
その他の	0
税引前当期純利益	4,680
法人税、住民税及び事業税	1,194
法人税等調整額	224
当期純利益	3,262

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	剰余金						利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		配当引当積立金	海外事業積立金	その他利益剰余金 圧縮記帳積立金	買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,573	6,604	6,604	1,457	4,000	10,000	17	48	5,500	4,647	25,672	△3,709	37,140
当期変動額													
剰余金の配当										△1,179	△1,179		△1,179
当期純利益										3,262	3,262		3,262
自己株式の取得												△8	△8
自己株式の処分										△7	△7	66	58
圧縮記帳積立金の取崩							△1			1	-		-
買換資産圧縮積立金の取崩								△2		2	-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											-		-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△1	△2	-	2,078	2,074	57	2,132
当期末残高	8,573	6,604	6,604	1,457	4,000	10,000	16	45	5,500	6,726	27,747	△3,652	39,273

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	245	-	245	64	37,450
当期変動額					
剰余金の配当					△1,179
当期純利益					3,262
自己株式の取得					△8
自己株式の処分					58
圧縮記帳積立金の取崩					-
買換資産圧縮積立金の取崩					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△367	△38	△405	44	△360
当期変動額合計	△367	△38	△405	44	1,771
当期末残高	△122	△38	△160	109	39,221

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 リ ケ ン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀 越 喜 臣 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 正 広 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リケンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

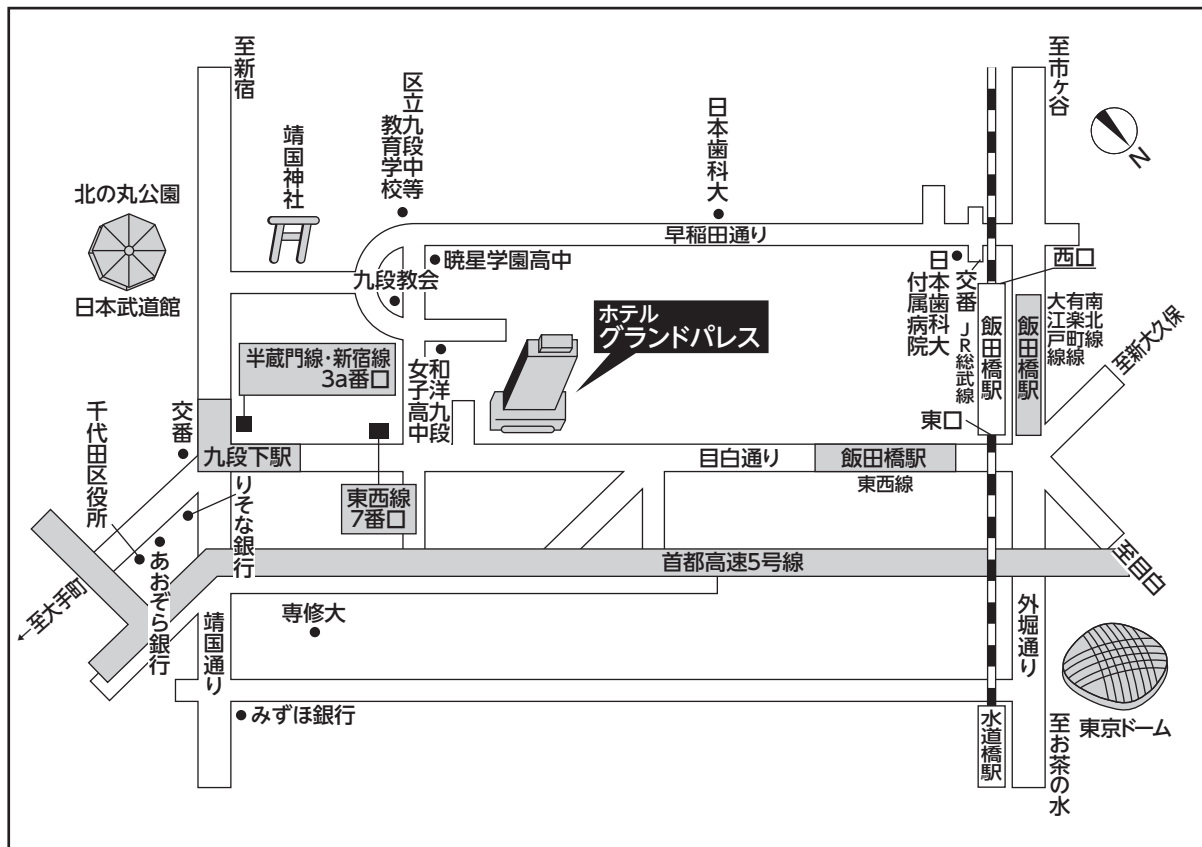
利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

# 第92回定時株主総会会場



**■会場** 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号  
 ホテルグランドパレス 3F 松の間  
 TEL 03 (3264) 1111

**■交通** 地下鉄『九段下駅』  
 東京メトロ東西線 7番口 (富士見口) より徒歩1分  
 東京メトロ半蔵門線・都営新宿線 3a・3b番口より徒歩3分  
 J・R・地下鉄『飯田橋駅』より徒歩7分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。